

令和4年4月25日  
南部広域市町村圏事務組合告示第3号

いなんせ斎苑火葬炉設備等更新工事に関するプロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

南部広域市町村圏事務組合  
理事会理事長 城間 幹



### 1 事業概要

- (1) 工事名称 いなんせ斎苑火葬炉設備等更新工事
- (2) 工事場所 沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目7番5号
- (3) 工事内容 火葬炉設備の更新設置に係る工事一式  
(既存火葬炉設備等の解体撤去及び廃材処理等は含まず、受注業者との別途契約により対応する)
- (4) 火葬炉数 8基
- (5) 工事期間 着工 令和4年11月(設計・製造期間含む)  
竣工 令和8年10月  
2基/1年間の4年間
- (6) 上限額 488,417,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

### 2 選定方法

火葬炉設備業者の選考は公募型プロポーザル方式とし、参加資格要件を満たす物のうちから、いなんせ斎苑火葬炉設備等更新工事業者選定委員会が行う審査により、最優秀者及び優秀者(次点)を選定する。

### 3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、組合もしくは構成市(那覇市・浦添市)又は沖縄県において、令和3年度・4年度建設工事の指名競争入札参加登録簿に登録されている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

#### (1) 共通事項

- ① 元請として新築または改築した4基以上の火葬炉(人体炉)を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、火葬炉の修繕工事は除く。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく入札制限を受けていない者
- ③ 組合もしくは那覇市・浦添市の建設工事等請負業者指名停止要綱の規定に基づく指名停止期間中の措置を受けていない者

- ④ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者
- ⑤ 建設業法第 27 条の 23 の規定により直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定通知書が有効期間内であること。
- ⑥ 会社更生法または民事再生法に基づき手続き開始の申し立てがなされている者(手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

#### 4 手続等

##### (1) 事務局

南部広域市町村圏事務組合 いなんせ齋苑  
〒901-2128 沖縄県浦添市伊奈武瀬 1 丁目 7 番 5 号  
電話 098-869-1988  
FAX 098-869-1615  
Eメール : inansesaien@okinawa-nanbu.jp

##### (2) 実施要領等の配布

- ① 配布方法 南部広域市町村圏事務組合ホームページ上に掲載
- ② 配布期間 令和 4 年 4 月 26 日(火)から令和 4 年 5 月 27 日(水)

##### (2) 参加申し込み方法

###### ① 提出書類

- ・参加申込書(様式 1)
- ・企業の概要が確認できる書類(様式 2 及びパンフレット等)
- ・施工実績(様式 3)
- ・施工実績が確認できる書類の写し(契約書か工事内容の確認できる書類(仕様書等))
- ・機械器具設置工事の建設業許可証の写し
- ・配置予定技術者の雇用関係を示す書類
- ・その他、参加資格要件を満たすことを示す書類

※詳しくはプロポーザル実施要領等を確認してください。

- ② 提出部数 各 1 部
- ③ 提出先 〒901-2128 沖縄県浦添市伊奈武瀬 1 丁目 7 番 5 号  
南部広域市町村圏事務組合 いなんせ齋苑
- ④ 提出方法 持参または郵送(書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか)
- ⑤ 提出期間 令和 4 年 5 月 18 日(水) から令和 4 年 5 月 27 日(金)  
(土・日曜日及び祝日は除く。受付は 9 時から 17 時まで)

※郵送の場合は、期間内必着とする。